平成２６年（再イ）第７号
仙台市泉区北高森12番地の５
再生債務者　青木　　博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月24日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２４２号
神奈川県藤沢市片瀬390番地の80
再生債務者　柴田　正夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１６号
愛知県岡崎市藤川台１丁目５番11号
再生債務者　新美　清嗣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第１７号
愛知県岡崎市藤川台１丁目５番11号
再生債務者　新美　正美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第１１号
京都市伏見区向島本丸町65番地　ビラ・クレール410号
再生債務者　栗本　将司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第１２号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目14番17―304号
再生債務者　宮前　圭吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月24日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第７１号
広島県東広島市高屋高美が丘８丁目29番５号
再生債務者　松浦　　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第７２号
広島県東広島市高屋高美が丘８丁目29番５号
再生債務者　松浦　順子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１号
宮崎市源藤町原田318番地１　県営住宅２棟216号
再生債務者　野中　俊作
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第１号
栃木県真岡市物井4040番地
再生債務者　古谷野友宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（再イ）第２５号
三重県桑名市星見ヶ丘２丁目504番地
再生債務者　岸田　美香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日　津地方裁判所四日市支部

平成２６年（再イ）第４号
三重県桑名市長島町又木３番地１　ラドーニ長島　大地の館502号
再生債務者　小谷　栄十
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年６月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日　津地方裁判所四日市支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 10 号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成26年６月23日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 26 年７月８日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１、承認番号　第Ｋ145号
２、名称　愛知時計電機株式会社
３、住所　愛知県名古屋市熱田区千年一丁目２番70号
４、特定計量器の種類　ガスメーター

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年五月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月八日
青森県上北郡七戸町字大沢五六番地四
有限会社ニシモク
清算人　西野　正博

解散公告

当社は、平成二十六年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月八日
静岡県静岡市清水区本町一番七号
株式会社ツキジフーズ
代表清算人　小笠原　憲

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月八日
茨城県鉾田市舟木八五番地の七
有限会社共栄警備保障
清算人　土屋　富男

解散公告

当社は、平成二十六年六月二十五日開催の株主総会の決議により、平成二十六年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年七月八日
千葉県君津市鹿野山二八八番地
鹿野山水道株式会社
代表清算人　池田　　敏